

亀岡市通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

亀岡市通学路等交通安全推進会議

令和7年5月

亀岡市通学路等交通安全プログラム

目 次

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. プログラム策定の目的 | 1 |
| 2. 亀岡市通学路等交通安全推進会議の設置 | 2 |
| 3. 亀岡市通学路等交通安全プログラムの取組方針 | 3 |
| 4. 箇所一覧表、箇所図の公表 | 4 |
| ◆亀岡市通学路等交通安全プログラム整備・要望区分表 | 5 |
| ◆通学路等危険箇所等の整備フロー | 6 |
| ◆総合的交通安全及び防犯対策の取組み | 7 |

1 プログラム策定の目的

平成24年4月、本市安詳小学校通学路で児童等が死傷する痛ましい交通事故の発生に伴い、関係機関・関係団体等が協力して合同点検を行い、市内201ヶ所に及ぶ危険箇所の整備等について、緊急かつ集中的な交通事故防止対策を実施したところです。以降、着実かつ効果的に対策を推進するために、市関係機関等が互いに連携してハード面・ソフト面及び地域ぐるみを組み合わせた「亀岡市通学路交通安全対策プログラム」を平成27年2月に策定して、これに基づき、児童・生徒の通学安全対策を講じてきました。

また、令和元年5月には、滋賀県大津市において集団で歩道を通行中の未就学児らが死傷する痛ましい交通事故が発生し、同年、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の緊急合同点検を実施し、各関係機関において必要な対策を実施してきたところです。

今後は、二つの取組に基づき、交通安全対策の効果を高め、効率的に取り組んでいくために、「亀岡市通学路交通安全対策プログラム」を踏襲しつつ、プログラムの対象に未就学児の園外活動経路を加えた「亀岡市通学路等交通安全プログラム」を策定し、未就学児、児童及び生徒の交通安全対策を講じることとします。

2 亀岡市通学路等交通安全推進会議の設置

「亀岡市通学路等交通安全プログラム」に沿って亀岡市児童生徒等の通学路等交通安全を実施するため、亀岡市通学路等交通安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

推進会議は、下記名簿のとおりとし、亀岡市道路関係、総務関係、保育関係、教育委員会の4者が本プログラムの実行関係機関（一次機関）として運用することとし、必要に応じて他の関係機関（二次機関）及びその他団体等と連携して本プログラムの推進を図ります。

◆亀岡市通学路等交通安全推進会議 関係機関名簿

| | 関係機関 | 摘要 | 備考 |
|------|-----------------|-------------------------|----|
| 一次機関 | 亀岡市土木管理課 | 市道施設管理 | |
| | 亀岡市桂川・道路交通課（整備） | 道路の新設・改良 | |
| | 亀岡市自治防災課 | 交通安全、防犯対策 | |
| | 亀岡市保育課 | 未就学児園外活動経路 （私立幼稚園除く） | |
| | 亀岡市教育委員会教育総務課 | 未就学児園外活動経路 （私立幼稚園） | |
| | 亀岡市教育委員会学校教育課 | 通学路 | |
| 二次機関 | 亀岡市桂川・道路交通課（広域） | 国道、府道の窓口 | |
| | 京都国道事務所 | 国道（直轄）施設管理 | |
| | 京都府南丹土木事務所 | 国道（府管理）、府道施設管理 | |
| | 亀岡警察署 | 交通規制、防犯対策 | |

3 亀岡市通学路等交通安全プログラムの取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、今後も関係機関と合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

通学路等について、必要に応じて1年に1回程度合同点検を実施します。

○合同点検の体制

教育委員会、警察署、道路管理者（国・府・市）、市総務担当課、市保育担当課が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

対策は、ハード対策及びソフト対策の両面から対策を講じます。

○ハード対策

- ・道路等通学路等の補修及び整備等
- ・路面標示、警戒標識、防護柵、路肩・交差点カラー化 等

○ソフト対策

- ・登下校時見守り活動及び見守り幟の設置
- ・注意喚起表示板の取付（電柱等）

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのかどうか、対策効果の把握に努めます。(学校、未就学児施設への聞き取り等)

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所一覧表、箇所図の公表

通学路等の対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

◆亀岡市通学路等交通安全プログラム 整備・要望区分表

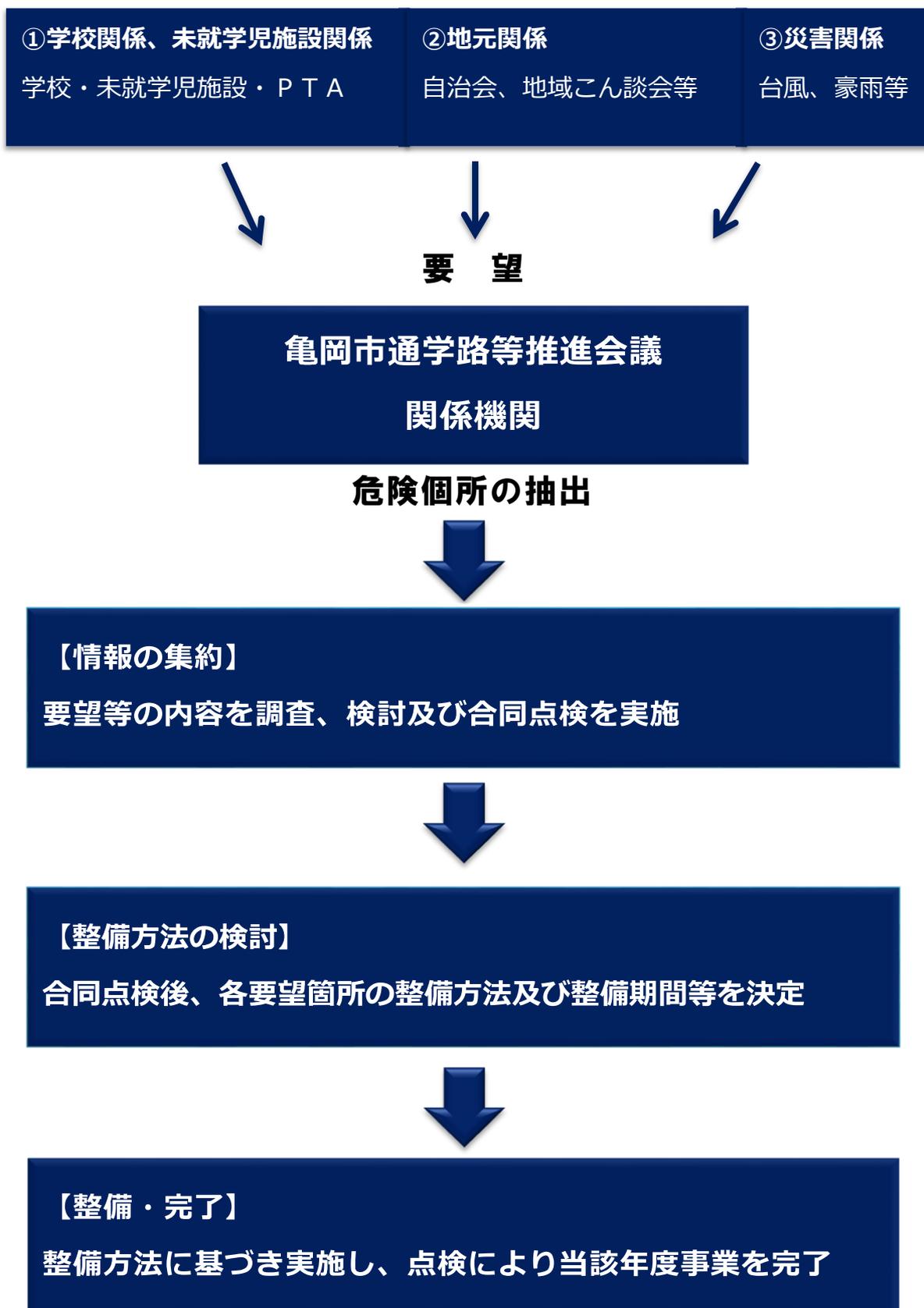
〔整備区分〕

| 整備区分 | 整備予定期間 | 内 容 等 | 備 考 |
|------|-----------|------------------|--------------------------------|
| 短期 ① | 緊急対策として整備 | 災害等で緊急に整備が必要な場合 | |
| 短期 ② | 速やかに実施 | 軽微な整備等 | 管理者等で実施可能なもの |
| 中期 | 単年 | 予算を含めて単年に実施可能な整備 | 関係機関との協議により実施可能なもの |
| 長期 | 複数年 | 複数年度を要する整備等 | 関係機関との協議や用地買収を必要とし、多額の費用を要するもの |
| 整備不可 | なし | 整備困難又は整備対象外 | |

〔要望区分〕

| 要望区分 | 管 理 者 | 摘 要 | 備 考 |
|---------|------------|-------------------------------------|-----|
| 国道（直轄） | 京都国道事務所 | 市、桂川・道路交通課を通じて要望 | |
| 国道（府管理） | 京都府南丹土木事務所 | 市、桂川・道路交通課を通じて要望 （府民協働型インフラ保全事業） | |
| 交通規制 | 亀岡警察署 | | |

◆通学路及び未就学児園外活動経路危険箇所等の整備フロー



◆総合的交通安全及び防犯対策の取組み

通学路等安全対策のほか、近年急増している不審者や熊等出没に対する防犯対策と本プログラムを総合的に実施することで、より安全性を高める。



- セーフコミュニティの取組みにより、自治会等の地元住民が地域児童等の安全を確保
- スクール・ゾーンやキッズゾーンを設定し、自動車等への啓発
- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とした「ゾーン30」を設置し、自動車等の徐行運転促進
- PTA・地域見守り隊による登下校時等の安全を確保
- 防犯ブザーの配布及び不審者メールの配信による防犯対策
- 亀岡市子ども見守りシステムの普及促進による防犯対策